

市会議第12号

京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年5月30日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例  
京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の法」に、「に規定する」を「の規定に基づき定めた」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。